

部教育を実施しています。本共同獣医学科では、日本だけでなく国際社会をリードする者に不可欠な問題解決能力や科学的・論理的思考を涵養する教養教育を基盤に、動物に関わる総合的・実践的かつ高度な獣医学ジェネラリスト教育を展開するとともに、アドバンスト教育を通じて社会のニーズに対応する獣医学専門家も視野に入れた国際性に優れた人材の輩出を目指しています。従って、国際水準の卒後教育を推進するための次の段階として、本共同獣医学研究科では、「生態系の健全性を含む動物や人の健康に関する幅広い分野の先端的研究を推進し、獣医学の高度化に貢献できる獣医学教育者及び研究者を養成するとともに、高度な知識と技術、専門性と倫理観を有し、国際社会又は地域社会における指導的役割を果たす獣医学専門家を育成する。」を教育理念としています。

本共同獣医学研究科では、学部教育から大学院教育への接続性強化により、効率的かつ効果的な大学院教育・研究の実現が可能になることに加えて、家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト、One Health スペシャリストまたは難病治療・創薬スペシャリスト養成教育という新たなカリキュラムの構築により、獣医学や動物科学における諸問題に対応できる人材の養成、幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤として社会的要請に応える地域のリーダーとなりうる人材の養成を目指します。そのため、すでに獣医療系の職場や家畜保健衛生・保健福祉行政などの職場で経験を積む社会人についても積極的に受け入れ、これまで培われてきた専門性の更なる向上や新たな視点から地域貢献の推進ができる人材の育成を目指します。

本共同獣医学研究科における学位授与の方針は以下の通りです。

共同獣医学研究科共同獣医学専攻における学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、本共同獣医学研究科の人材養成目的に適う、高い倫理観を有し、高度かつ広範な専門的知識や研究能力を修得した上で、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に「博士（獣医学）」の学位を授与する。

- ① 獣医学及び生命科学に関する高度な専門知識と研究能力を備えた人材
- ② 幅広い学際的な素養とグローバルな視点を基盤に、独創的な研究力とコミュニケーション力を発揮して、社会的要請に応える地域のリーダーとなりうる人材
- ③ 家畜衛生・公衆衛生スペシャリスト、One Health スペシャリストまたは難病治療・創薬スペシャリストとして獣医学及び動物科学における諸問題に対応又は解決できる人材

3. 学位論文審査等の概要

ア 学位論文提出の資格

- ・ 学位論文を提出できるのは、研究科に4年以上在学し、定められた授業科目を履修して30単位以上を修得し、本共同獣医学研究科のディプロマ・ポリシーに示された能力を身につけ、学位の基礎となる**学術論文が科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを1編以上有する者です。

（注1） **Medline（PubMed）** 及び **Web of Science** に収録された英語の学術雑誌並びに **日本獣医師会雑誌**

- ・ 別途定める特に優れた研究業績を上げ、主指導教員が推薦した者は、在学期間の短縮により3年以上の在学で学位論文を提出できます。

- ・研究業績は、主指導教員のもとで行ったものを原則とします。

イ 在学期間の短縮による学位申請

特に優れた研究業績を上げた者は、3年以上の在学により学位論文を提出できます。次のいずれかに該当する場合、特に優れた研究業績を上げた者として扱います。

- ・学位の基礎となる学術論文として、**科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを3編以上有する者。
- ・学位の基礎となる学術論文として、**科学雑誌（注1）**に掲載または受理されたものを2編以上有する者で、学位を申請する前年度におけるこれら掲載誌の **Journal Citation Reports (JCR)** あるいは **Science Citation Index (SCI)** におけるインパクトファクターの総計が3以上である場合。

ウ 審査委員

- ・審査委員は主査1名、副査4名（2名は相手大学の研究科から選出する）からなる5名により構成される学位審査委員会を審査申請者ごとに選出し実施します。
- ・主査及び副査の選出は各研究科で選出し、共同獣医学研究科委員会で決定します。
- ・各大学の研究科委員会において審査のため必要と認めた場合は、岐阜及び鳥取双方の研究科、他の大学院および研究所等から副査の追加選出も可とします。

エ 学位論文の審査基準

以下の審査項目について評価を行います。

- ① 別に定める「学位論文が満たすべき水準」をすべて満たしていること。
- ② 専門領域の知識を十分に持ち、その領域の研究課題を的確に把握していること。
- ③ 研究倫理について十分に理解し、それを遵守していること。
- ④ 先端的かつ発展的な研究を立案・遂行する能力を身につけていること。
- ⑤ 論文や口頭発表は論理的が分かりやすく構成されていること。
- ⑥ 口頭試問における応答が論理的でわかりやすいこと。
- ⑦ 国際的に活躍するためのコミュニケーション能力を身につけていること。

オ 学位論文審査、最終試験及び試問並びに論文発表

以下の要領で実施します。

- ・学位論文が受理された日から1年以内に、学位論文審査にて、最終試験及び口頭試を実施し、公開の論文発表会を終了した者に対して、その審査結果について文書をもって各研究科委員会に報告する。

論文発表会を終了し、学位審査会はその結果を文書をもって各研究科委員会に報告する。

- ・各大学の研究科委員会は審査の上、学位論文の可否を決定します。

カ 学位論文の公表方法

以下の要領で実施する。

(論文の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

- ・ 本学は、博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表します。

（学位論文の公表）

- ・ 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位授与の日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表します。ただし、当該博士の学位授与の前に既に公表したときは、除きます。
- ・ 博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の議を経て学長の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネット（鳥取大学研究成果リポジトリ）の利用により公表することができます。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供します。